

国際医療福祉大学市川病院  
「IUHW 市川病院友の会(矢切の渡し会)」会則

第一条 名称

1. 本会の名称を国際医療福祉大学市川病院「IUHW 市川病院友の会」とする。
2. 通称として「矢切の渡し会」を用いる。

第二条 目的

1. 日本糖尿病協会に加入する糖尿病「友の会」として、糖尿病の治療ならびに予防に関する知識の普及、会員の健康の増進および会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条 事務局

1. 事務局は国際医療福祉大学市川病院 糖尿病・内分泌代謝センターに置く。

第四条 活動

本会は第二条の目的を達成するために以下に掲げる活動を行う。

1. 糖尿病教室などの勉強会やイベントをオンライン形式も含めて開催する。
2. 日本糖尿病協会が発行する糖尿病情報誌「さかえ」を送付する。

第五条 年会費・会計

1. 年会費は 2400 円とする。
2. 会計年度は毎年 4 月に始まり、翌年 3 月に終わる。
3. 入会月～3 月までの月割りの会費を徴収し、4 月には年会費として 2400 円徴収する。
4. イベントごとに必要経費が生じた場合は別途徴収する。

第六条 会員

1. 会員は当院通院中の患者とその家族・知人ならびに当院職員とする。
2. 脱会は自由であるが脱会時は年会費の返却はしない。

第七条 役員

1. 本会役員は会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名にて構成される。
2. 必要に応じて若干名の幹事を置くことができる。

第八条 役員任期

1. 会長、副会長、会計、幹事の任期は特に設けない。

第九条 役員職務

1. 会長は本会を代表し、会の秩序を保持し、円滑に会の運営と進行に責任を持つ。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は会費の管理を行う。
4. 幹事は事務を分掌する。

第十条 禁止事項

1. 宗教、政治事項。
2. 会員・参加者・当院関係者のプライバシーを侵害する言動。
3. 営利目的での販売、斡旋、勧誘等の行動。
4. 会員の個人情報やプライバシーの無断公表。
5. 本会の活動を妨害する行為。

## 第十一条 総会・役員会

1. 総会は原則として年 1 回開催し、会長が招集する。特に必要な場合は、臨時総会を開催することができる。
2. 総会の議決事項は出席者の過半数を以てなす。
3. 総会の出席は委任状によることができる。
4. 本会の規約を変更する場合は総会の決議によるものとする。
5. 役員会は会長または副会長が招集する。
6. 役員会は会長、副会長、会計、幹事を以て構成する。

## 第十二条

1. 本規約に定めない規約については、その都度役員会において協議決定し、次の総会において承認を得るものとする。

## 補足

本会則は令和 2 年 11 月 9 日から施行する。